

「収入の範囲」の「収入」とは（検討メモ）

（１）課 題

「収入の範囲内で予算を組む」という原則を立てたが、その際の「収入」の捉え方については、将来世代への負担の先送りを行わないために「減債基金借入れ」「借換債の増発」は行わないという点のほかに、現時点で明確な基準はない。「原則ゼロ」としている府債（とりわけ退職手当債）の取扱いを含め、検討が必要。

概念整理として大阪府は「収入」をどう定義するのか。法令に基づいて当然に入ってくるものが収入で、意図的に財源確保するものは含めないのか。現役世代の負担によるものが「収入」か。

（２）論 点

①府債（地方債）

⇒ 府債（地方債）全般について

- ・ 「借入金」であり、本来の「収入」に含めるべきではない？

⇒ 通常債（建設事業に充てる地方債）について

- ・ 地方財政計画への計上、元利償還金の交付税算入等の形で制度化された資金調達手段。活用そのものを否定すべきではないのではないか
- ・ 安易に地方債を発行することで今日の財政悪化を招いているとの指摘への回答

⇒ 臨時財政対策債・減収補てん債について

- ・ 地方交付税・地方税の代替であり、元利償還金が地方交付税の基準財政需要額に算入。活用すべきではないか
- ・ 減収補てん債の交付税算入は 75%で、25%は自前で償還。100%算入の臨時財政対策債と同じ扱いでよいか

⇒ 財源対策的な地方債（行革推進債・退職手当債）について

- ・ 財源対策的な地方債であり、収入にはカウントすべきではないのではないか
- ・ 制度的に認められており、地財計画にも計上されている行革推進債を活用せずに、行政水準を引き下げて不足財源を確保することは府民の理解を得られるか

②府有財産の処分による収入

⇒ （将来世代含め）府民共通の財産ともいえる府有財産の売却収入について、売却時の予算で“使ってしまう”ことについて ストックの換価で得た資金をフローの改善に充ててよいか

※ 府営住宅用地については、府営住宅整備基金への積立てを行っている

※ 府債を財源として取得した資産については、減債基金への積立てが必要な場合がある。

- ・ 不動産
- ・ 債権（繰上償還＝将来の元利収入の先取り？）
- ・ 有価証券
- ・ その他